

遺族・障害給付の設計に係る緩和措置 について(DB政令公布)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金のお客様にも配布させていただきます。

ポイント

- 標記につきましては政令改正の意見募集が実施されておりましたが、今般、改正政令が公布されましたのでご案内致します。
- 政令改正の意見募集時は「現行基準を改める」とされていましたが、「新たな基準を追加する」内容へ変更のうえ公布されました。(現行基準を満たす制度に影響がない取扱いへ変更)
現在、意見募集中の省令・通知案 で定められるのは書類手当等の実務的な部分であり、制度としては今回の政令改正で内容が確定しました。
- 厚年基金は同様の改正が通知改正(意見募集中)により実施予定です。
- 施行日は平成20年12月1日です。

ニュースNo.104ご参照。

ニュースNo.126ご参照。

改正イメージ(ニュースNo.126掲載図と同じ)

これまでは以下「現行の基準」を満たさなければならないとされてきたが、今後は または「追加される基準」のいずれかを満たせばよい。

現行の基準	老齢給付金の受給権者となったときに各人の	
	老齢給付金	遺族給付金 ¹
追加される基準	制度全体で	
	老齢給付金の総給付現価 ²	遺族給付金 ¹ の総給付現価 ²

1 障害給付金についても同様。

2 各給付の発生確率を見込んだ総給付現価。一般的に死亡率や障害発生率よりも生存脱退確率の方がはるかに大きいため、老齢給付金を上回る遺族・障害給付金の設計が可能になると思われる。但し、毎年度総給付現価の大小関係を確認・報告しなくてはならず、基準に抵触した場合は原則1年以内に給付設計の変更が必要。